

つやま企業サポート事業

長期研修会参加サポート補助金交付要領

平成27年6月1日制定

平成28年4月1日改定

平成28年6月1日改定

平成29年4月1日改定

平成30年4月1日改定

平成31年4月1日改定

令和2年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和5年4月1日改定

令和6年4月1日改定

令和7年4月1日改定

(目的)

第1条 つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、津山市内の企業が研修に参加し、又は従業員を研修に参加させる場合、及び、社会課題解決を目的とした起業を目指す津山市内在住、又は同市内での創業を予定している対象事業者が研修に参加する場合に必要な経費に対して、つやま企業サポート事業長期研修会参加サポート補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、市内の事業所等の積極的な人材育成の促進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、つやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、従業員とは企業が雇用する従業員で、雇用期間の定めのない従業員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に定めるものとする。ただし、補助金交付要綱第3条第2項各号に掲げる要件に該当する場合はこの限りでない。

(1) 補助金交付要綱第2条第1号に定める企業（以下「補助対象者」という。）であり、かつ、研修を受ける者が、津山市内の事業所又は工場等に勤務している場合に限る。

(2) 第4条第1項第5号に規定する事業を行う者は、起業を目指す津山市内在住、または当該年度内に同市内での創業又は居住予定の者とする。

(補助対象事業)

第4条 第3条第1項に規定する補助対象者又はその従業員が、次の各1号から3号ま

でのいずれかに該当する研修を2日間以上にわたり受講するとき又は4号に該当する研修を受講するとき、並びに第3条第2項に規定する対象者が、5号に該当する研修を受講するときは、その申請に基づき補助金を交付する。ただし、研修には、オンライン研修を含むものとする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校が実施する研修
- (2) 公益財団法人岡山県産業振興財団が実施する研修
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山職業能力開発促進センター並びに中国職業能力開発大学校が実施する研修
- (4) QCサークル中国・四国支部岡山地区等が実施する研修会及びQCサークル大会等に係る経費
- (5) 株式会社ボードレスアカデミーが運営するソーシャルビジネススクール事業にて開講する講座・プログラム
- (6) その他センターが認める公的機関及び営利を目的としない団体、大学、高等専門学校等が実施する研修
(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費並びに期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費
 - ・研修に係る受講料
 - ・宿泊料（当該研修施設の宿泊施設に宿泊する場合に限り、かつ、1泊につき1万円を限度とする）の額とする。ただし、同一の研修において、他団体等からも受講料の補助等を受ける場合は、当該補助相当分を減額する。
- (2) 補助対象期間
補助金の交付決定の日から、当該年度末日の10日前までとする。
(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める様式による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて2月末までにセンターに提出しなければならない。

- (1) 研修資料（研修名称・開催日時・開催場所・受講料等の確認できるもの）
- (2) 市税完納証明書
- (3) その他センターが必要と認める書類
(補助金の制限)

第7条 補助金の交付は、1補助対象者当たり、補助対象経費の3分の2以内とし、同一年度内において20万円を限度とし、補助金限度額内においては複数回の申請を可とする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過した日又は該当年度末日10日前のいずれか早い日までに、別に定める様式による実績報告

書に次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内容及び領収が確認できる書類等の写し
- (2) 修了を証する書類の写し
- (3) その他センターが必要と認める書類
(補助金の支払い方法)

第9条 補助金の支払いは、精算払いとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、センターが別に定める。

(施行期日)

- 1 この要領は、制定の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。